作業手順指示書(委託⑤)

本作業手順指示書は、ごみ収集作業の手順を示したものであり、収集作業を行うにあたっては、本作業手順書及び京都市環境政策局が策定する「安全作業マニュアル(ごみ収集業務編)」に従って実施するものとする。

1 収集作業計画

(1) 通常収集の車両

	月・火・木・金曜日	水曜日
作業 回数	4回∼6回	4回又は5回

(作業内容例)

	収集品目	搬入施設	収集品目	搬入施設	
午前	燃やすごみ収集 (作業回数3回又は4回)	北部クリーンセンター 南部クリーンセンター	缶・びん・ペットボ トル収集 (作業回数3回)	北部資源リサイクルセンター 南部資源リサイクルセンター	
	収集品目	搬入施設	収集品目	搬入施設	
午後	プラスチック類収 集又は雑がみ収集 (作業回数1回又は2回)	【プラスチック類】 西部圧縮梱包施設 横大路学園 【雑がみ】 市内ストックヤ ード(別途指示)	プラスチック類収 集又は雑がみ収集 (作業回数1回又は2回)	【プラスチック類】 西部圧縮梱包施設 横大路学園 【雑がみ】 市内ストックヤー ド(別途指示)	

[※] 積雪等で当日収集できなかった場合、翌日や翌々日などに別途収集を指示する場合が ある。

2 作業手順

- (1) 収集区域については、本市で指定するものとする。
 - なお、2名乗車の場合、原則、コンテナ収集のごみ集積場所又は辺地を指定することとする。ただし、プラスチック類及び缶・びん・ペットボトルの収集については、それ以外の地域を指定する場合がある。
- (2)作業回数は、収集区域地図の1つの収集コースを巡回して収集し、収集したごみを本市の指定する搬入場所まで運搬し、搬出するまでの作業を1回とする。
- (3) 本市の指定する順番で各収集コースを収集すること。
- (4) 当日のごみ量により、規定する作業回数以上に収集運搬する必要が生じた場合についても、作業回数を増やして全てのごみを収集すること。
- (5) 収集は午前8時より前に収集を行ってはならない(市民に対し、ごみを午前8時までに排出するよう広報しているため)。
- (6) 各収集品目は、収集場所ごとに概ね同じ時間帯に収集するよう努めること。万一、収集時間が大幅に変動する恐れがある場合や大幅に変動した場合は、所管のまち美化事務所に報告すること。

- (7) 午後の収集作業前には、収集車両の荷箱・ホッパー内の洗浄を行い、荷箱及び汚水タンク内の汚水を完全に流しきること。洗浄は、基本的に受託者の事業所で行うものとする。ただし、本市が指示する場合、クリーンセンター構内の本市が指示する洗車場等で行うものとし、洗浄後は洗浄場所を清掃、洗浄すること。
- (8)作業手順や収集区域の詳細事項については、配車先のまち美化事務所が策定する。また、委託業務開始後において、収集作業計画、収集区域地図の変更・追加をすることがある。
- (9) 給油は、各クリーンセンターの給油所にて本市が貸与する給油カードにより行う。 なお、給油可能時間は、午前9時から正午及び午後1時から午後4時30分までとす る。

2 作業上の指示事項

- (1) 搬入施設では、トラックスケールで計量を行うこと(搬入する前後の2回)。また、計量に当たっては、必ず搬入するごみの品目に応じたIDタグ(本市から付与)を読取機にかざすこととし、他品目等の使用しないIDタグを車両内に保管する場合は、誤読取り防止のため金属製の箱等に入れて保管すること。
- (2)搬入施設への搬入時及び計量時には、他の収集運搬車両等に注意し、誘導員がいる場合はその者の指示に従うこと。
- (3) 搬入施設へ搬入する際、搬入物検査を実施する場合があるが、その際は、検査員の指示に従うこと。
- (4) 定められた収集曜日の収集場所において、燃やすごみ等が排出されていたにもかかわらず、これが未収集であるという通報があった場合(収集後に排出された事実関係が確認できない場合も含む。)には、まち美化事務所の指示により直ちに燃やすごみ等を収集すること。
- (5) 収集場所では、排出されている燃やすごみ等を完全に収集し、収集後は収集場所周囲 を箒・ちり取りで清掃し、カラスネットを折りたたむ等して片付け、清潔にすること。
- (6) 収集場所に、本市が指定する指定袋以外での排出や分別排出が徹底していない燃やすごみ等の不適正排出物が排出されていた場合は、<別紙4>の啓発シールに啓発内容等を記入のうえ、該当不適正排出物に貼付するとともに、不適正排出物の排出場所・数量を<別紙5>により報告すること。特にリチウムイオン電池使用製品等の混入が認められた場合は、絶対に収集せず、啓発シールを貼付のうえ残置したうえ、まち美化事務所に報告すること。また、不法投棄ごみ等が出されていた場合にも、速やかにまち美化事務所に連絡をすること。

- (7) 不適正排出物が当該品目の翌収集日まで放置されている場合は、収集品目ごとに次のとおり対応すること。
 - ア 燃やすごみ

燃やすごみの翌収集日に回収する。

- イ 缶・びん・ペットボトル、プラスチック類
 - ・正しく分別されているが、ごみ袋が指定袋以外の場合 当該品目の翌収集日に回収する。
 - ・正しく分別されていない場合 当該品目の翌収集日以降の燃やすごみ収集時に回収する。
- ウその他

住民要望等により、本市から収集の指示があった場合は、直ちに対応すること。

- (8) 違法駐車車両等で収集に支障が生じた場合には、直ちに配車先のまち美化事務所に連絡し、収集可能になった後、直ちに収集を行うこと。
- (9)本市が指示する時間内に作業が終了しないと見込まれる場合には、直ちに配車先のまち美化事務所に連絡すること。
- (10) 業務従事者は、作業中は常に本市に届け出た統一した作業着・名札等を着用すること。
- (11) 受託業務に用いるごみ収集車は、本市の業務以外の他の業務には使用しないこと。
- (12) 収集運搬作業中は、収集車両の後部及び側面に乗車しないこと。
- (13) 年末年始期間等に広報啓発を実施する場合、本市が貸与するマグネットプレートを車体側面に貼付すること。
- (14) 安全確保のため、収集作業員1名での積込作業は行わないこと。
- (15) 収集作業中に、運転手が車両から離れる場合は、サイドブレーキをかけた上で、事前 に収集作業員が車止めを設置するなど車両が動かないよう措置を講じること。

3 作業報告

- (1)作業当日の業務実施状況について所定の不適正排出報告書<別紙5>及び収集作業報告書<別紙6>に記載し、ファクシミリ等により当日中に配車先のまち美化事務所に送付すること。
- (2) 当月分の業務実施状況を所定の報告書<別紙7>及び安全運転取組報告書<別紙8 >に記載し、翌月の5日までに、まち美化推進課に提出すること。
- (3) 各報告書の確認の結果として記載事項の訂正を求められた場合には、遅滞なく訂正を行うこと。
- (4) 各報告書は、受託業務完了の日の年度末から1年間保管しなければならない。

日付 このごみは収集 できませんでした 分別が不十分です。 下記のごみを取り除いていただき、次回の収集日に このシールをはがして排出してください。 取り除いていただくごみ □ 缶・びん・ペットボトル □ 燃やすごみ (生ごみ・ガラス類等) □ 小型金属類・スプレー缶 (フライパン・やかん 等) □ プラスチック類 (プラスチック製品・トレイ類・緩衝材等) □ その他の資源物(小型家電・電池類・刃物類等) 拠点回収をご利用ください。 □ 大型ごみ 大型ごみ受付センターに申し込んでください。 固定電話 0120-100-530 携帯電話 075-330-6100 (通信割)サービスを利用されている方) 0570-000-247 (それ以外の方 (通話料有料)) □ 指定袋が違います。 燃やすごみ用・資源ごみ用 指定袋で排出してください。 □ 排出日時が違います。 「収集日当日の」朝8時までに出してください。 □ 排出場所が違います。

京都市環境政策局南部まち美化事務所 電話 681 - 0456

□ その他

不適正排出報告書

令和 年 月 日() _______ コース

	不	滴	正	排	——— 出	場	所		啓発シール 貼付枚数			考
	'	~		<i>D</i> 1		~// \	721	燃やすごみ	資源ごみ	プラ	7113	
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												
合計												

作業報告書

会社名		車種 車番		配車先	()まち美化事務所
-----	--	----------	--	-----	---	----------

				1 1							
	年	月 日()	運転手					班長		
), H(,	ÆTA I					班員		
回数	ごみ種	収集開始	時刻	作業時間		人先	搬入先 到着	入口(kg)	収集ごみ量	収集場所	
凹刻	この性	収集終了	時刻	(分)	•	·する)	時刻	出口(kg)	ーが里 (t)	以朱	:场门
1		時	分		南部 東北部	西部圧縮 横大路					
1		時	分		北部	北積					
2		時	分		南部 東北部	西部圧縮 横大路					
۷		時	分		北部	北積					
3		時	分		南部 東北部	西部圧縮 横大路					
3		時	分		北部	北積					
4		時	分		南部 東北部	西部圧縮 横大路					
4		時	分		北部	北積					
5		時	分		南部 東北部	西部圧縮 横大路					
Э		時	分		北部	北積					
6		時	分		南部 東北部	西部圧縮 横大路					
O		時	分		北部	北積					
7		時	分		南部 東北部	西部圧縮 横大路					
'		時	分		北部	北積					
0		時	分		南部東北部	西部圧縮 横大路					
8		時	分		北部	北積					
A =1											
合計								/			
午前(会社	出庫時間 出庫時間)	F	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	分				午前入 (会社入	庫時間 庫時間)	時	分
午後出庫時間 (会社出庫時間)		Į:	寺	分				午後入 (会社入	庫時間 庫時間)	時	分
昼休憩時間		時		分 ~	時	2	ं ने	休憩	場所		
								走行	距離		km

月次報告書(月分)

日付	車種	収集品目	作業 回数	搬入施設	収集品目	作業 回数	搬入施設	作業 回数	終了時間

安全運転取組報告書事業者名(令和)	牛	月実施分		
今月の安全運転目標					
()			
	月	火	水	木	金
速度オーバーした 運転手数・・①					
対象日に運転した					
運転手数・・②					
分布 (①÷②)					
目標に向けての活動及	び指導状況(旨	当月の状況を記	記入)		
取組内容					
 取組結果					
安全運転責任者の所見					